

《参考資料》

参考－1 主要指標

(1) 人口関係

① 区域別の人口推移

単位：人

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
行政区域	36,836	38,173	39,130	39,651	39,758
用途地域	5,750	5,791	5,899	6,020	5,763
DID(人口集中地区)	—	—	—	—	—

資料：H24 南城市都市計画基礎調査

② 年齢別の人口推移

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
15 歳未満人口(人)	8,981	8,328	7,500	6,709	6,459
〃 割合(%)	24.4	21.8	19.2	16.9	16.2
15～64 歳人口(人)	23,427	24,431	25,278	25,316	24,879
〃 割合(%)	63.6	64.0	64.6	63.8	62.6
65 歳以上人口(人)	4,426	5,414	6,343	7,626	8,415
〃 割合(%)	12.0	14.2	16.2	19.2	21.2

資料：国勢調査

③ 自然増減・社会増減の推移

単位：人

項 目	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	
自然増減	出生	378	352	372	337	356
	死亡	213	247	269	292	386
	計	165	105	103	45	-30
社会増減	転入	1,743	2,154	2,252	1,742	1,748
	転出	1,914	1,778	1,967	1,747	1,657
	計	-171	376	285	-5	91
合 計	-6	481	388	40	61	

資料：住民基本台帳

④都市計画再編前後の人口動向

項目	総人口	増加数（人）		増加率（％）	
		H18.1～H22.1	H22.1～H25.1	H18.1～H22.1	H22.1～H25.1
玉城	11,889	298	438	2.7	3.8
知念	5,349	-298	-98	-5.2	-1.8
佐敷	11,167	-182	-241	-1.6	-2.1
大里	12,911	140	510	1.1	4.1
用途地域内	6,138	-56	-226	-0.9	-3.6
用途地域外	35,178	14	835	0.0	2.4
市全域	41,316	-42	609	-0.1	1.5

資料：平成24年度 新たなまちづくり検討業務（都市計画編）

（2）産業関係

①業種別の推移

項目	平成18年		平成21年		平成24年	
	事業所数 （箇所）	従業者数 （人）	事業所数 （箇所）	従業者数 （人）	事業所数 （箇所）	従業者数 （人）
農林漁業	8	166	15	145	13	171
鉱業、採石業、砂利採取業	2	9	2	18	2	15
建設業	136	892	139	879	130	871
製造業	84	988	93	1,185	108	1292
情報通信業	3	8	2	4	1	4
運輸業、郵便業	82	269	79	311	77	335
卸売業・小売業	438	1,790	389	1,625	332	1473
金融業・保険業	8	21	5	36	5	50
不動産業、物品賃貸業	23	37	29	54	33	147
飲食店、宿泊業	164	758	148	671	149	638
学術研究、専門・技術サービス業【平成21年度～】	—	—	22	45	19	70
生活関連サービス業、娯楽業【平成21年度～】	—	—	105	453	101	212
医療、福祉	95	1,672	86	1,660	88	1,668
教育、学習支援業	118	583	89	153	77	305
複合サービス事業	13	277	12	135	12	131
サービス業（他に分類されないもの）	263	1,324	105	498	98	497
合計	1,437	8,794	1,320	7,872	1,245	7,879

資料：事業所・企業統計調査（平成18年）、経済センサス（平成21年、24年）
注：一部、業種の統合等を実施

②商業の推移

項目	平成6年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
商店数（箇所）	513	485	466	408	277
卸売業	36	30	46	30	21
小売業	477	455	420	378	256
従業者数（人）	1,609	1,502	1,629	1,553	1,052
卸売業	292	218	271	160	177
小売業	1,317	1,149	1,358	1,393	875
年間販売額（百万円）	18,289	22,390	23,001	20,125	15,730
卸売業	7,896	8,636	9,698	4,555	4,385
小売業	10,392	12,773	13,302	15,570	11,345
売場面積（㎡）	16,675	14,079	17,544	23,549	15,969

資料：商業統計、経済センサス

③工業の推移

項目	平成6年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
事業所数（箇所）	41	50	54	50	55
従業者数（人）	750	780	948	1,011	1,135
製造品出荷額等（百万円）	17,845	20,307	21,934	19,415	21,482

資料：工業統計

(3) 土地利用関係

① 都市計画法に基づく土地利用規制

区 分		面積 (ha)	行政区域に占める割合 (%)
都市計画区域		4,791	96.2
用途地域	合 計	82.1	1.6
	第1種低層住居専用地域	20.9	0.4
	第2種低層住居専用地域	—	—
	第1種中高層住居専用地域	20.8	0.4
	第2種中高層住居専用地域	1.3	0.0
	第1種住居地域	24.5	0.5
	第2種住居地域	14.6	0.3
	準住居地域	—	—
	近隣商業地域	—	—
	商業地域	—	—
	準工業地域	—	—
	工業地域	—	—
	工業専用地域	—	—
特定用途制限地域	合 計	4,709	94.6
	産業環境地区	14	0.3
	幹線道路沿道地区市街地型	40	0.8
	幹線道路沿道地区農村型	142	2.9
	リゾート環境地区	193	3.9
	居住環境地区	4,320	86.8
風致地区	合 計	1,098	22.1
	第1種	393	7.9
	第4種	705	14.2

資料：沖縄県土地利用規制現況説明書（H26.3）、都市計画決定図書（特定用途制限地域、風致地区）

②その他の法令に基づく土地利用規制

区 分		面積 (ha)	備 考
農業振興地域の整備 に関する法律	農業振興地域	4,668ha	
	農用地区域	1,976ha	
森林法	森林地域	848ha	
	国有林	0ha	
	保安林	47ha	土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林
自然公園法	—	—	
自然環境保全法	—	—	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	76.75ha	富里地区、真栄里地区
砂防法	砂防指定地	8.0ha	伊原地区
地すべり等防止法	地すべり防止区域	126.8ha	新里地区、伊原地区、小谷地区、當山地区
文化財保護法	史跡	7箇所	国指定：4、県指定：3
	名勝	1箇所	国指定：0、県指定：1
	天然記念物	3箇所	国指定：0、県指定：3
	埋蔵文化財包蔵地	145箇所	

資料：沖縄県土地利用規制現況図説明書（H26.3）

③土地利用面積(地目別評価面積)の推移

単位：ha

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
田	6.2	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.0
畑	1,909.5	1,905.1	1,891.6	1,894.4	1,888.4	1,882.5	1,880.0
原野	1,183.4	1,75.7	1,124.8	1,145.5	1,144.0	1,141.7	1,137.7
宅地	459.1	467.2	487.5	488.0	497.7	501.3	515.8
その他	363.5	365.6	575.6	361.5	362.3	362.2	350.2
合 計	3,921.6	3,919.8	4,085.5	3,895.4	3,898.5	3,893.8	3,886.8

資料：沖縄県統計年鑑

④土地利用現況

区 分	都市計画区域		用途地域	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	4.4	0.1	0.0	0.0
畑	1,489.3	30.8	5.6	6.7
山林	1,499.2	31.0	2.5	3.0
水面	37.3	0.8	1.1	1.3
その他自然地	501.3	10.4	1.4	1.7
小計(自然的土地利用)	3,531.5	73.0	10.6	12.7
住宅用地	394.5	8.2	32.2	38.6
商業用地	54.7	1.1	3.9	4.7
工業用地	27.9	0.6	1.0	1.2
公共・公益用地	140.4	2.9	9.2	11.1
道路用地	424.9	8.8	14.3	17.2
交通施設用地	15.4	0.3	0.2	0.2
その他の公共施設用地	30.2	0.6	0.0	0.0
その他の空地	218.6	4.5	12.1	14.4
小計(都市的土地利用)	1,306.5	27.0	72.9	87.3
合 計	4,838.0	100.0	83.5	100.0

資料：H24 南城市都市計画基礎調査

⑤都市計画再編前後の農地転用動向

単位：件

	H18.4～H22.3					H22.4～H25.4				
	住居系	商業系	工業・ 業務系	その他	計	住居系	商業系	工業・ 業務系	その他	計
玉 城	106	5	1	52	164	96	6	4	48	154
知 念	38	4	0	22	64	29	2	2	16	49
佐 敷	24	2	1	20	47	51	1	1	24	77
大 里	47	5	6	26	84	107	10	13	46	176
用途地域内	2	0	0	1	3	9	0	0	3	12
用途地域外	213	16	8	119	356	274	19	20	131	444
市全域	215	16	8	120	359	283	19	20	134	456

資料：平成24年度 新たなまちづくり検討業務（都市計画編）

(4) 都市施設関係

①道路

単位：m

区 分	計画決定	備 考
幹線街路	8,270	南部東道路

資料：H24 南城市都市計画基礎調査

②公園

単位：ha

区 分	計画決定	備 考
住区基幹公園	0.47	屋比久児童公園 ※整備済
	0.51	つきしろ児童公園 ※整備済
	0.41	新開児童公園 ※整備済
	0.36	津波古児童公園 ※整備済
	0.44	馬天児童公園 ※整備済
	0.64	新開公園 ※整備済
	6.60	富祖崎公園
都市基幹公園	4.60	大里内原公園 ※整備済
	23.6	大里城趾公園
都市緑地	0.20	新開都市緑地 ※整備済
	0.26	富祖崎緑地 ※整備済

資料：庁内資料(H26)

③公共下水道

単位：ha

区 分	計画決定	備 考
公共下水道	316	中城湾南部流域下水道

資料：南城市流域関連公共下水道事業計画(H25)

④その他

単位：ha

区 分	計画決定	備 考
と畜場	4.38	大里と畜場 ※整備済

資料：H24 南城市都市計画基礎調査

参考－2 用語説明

「ア行」	イノー いのー	サンゴ礁に囲まれ、外洋から遮蔽された浅い海
	ウェルネス うえるねす	心身の癒やしと健康づくり
	沖縄県下水道等整備構想 おきなわけんげすいどうとうせいびこうそう	沖縄県が定めた行政計画の一つ。県内の生活排水対策を総合的・効率的に進めるために、必要な施策を定めたもの。別名、沖縄汚水再生ちゅら水プラン
	沖縄 21 世紀ビジョン おきなわにじゅういつせいきびじょん	沖縄県が定めた行政計画の一つ。将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿の実現に向け、施策の基本方向や、県民・行政の役割分担等を定めたもの
	沖縄のみち自転車道 おきなわのみちじてんしゃどう	南城市玉城前川と那覇市首里城公園とを結ぶ総延長約34km（予定）の自転車兼歩行者専用道路
「カ行」	カーシェアリング かーしえありんぐ	登録した利用者の中で自動車を共同利用するシステム
	緊急輸送道路 きんきゅうゆそうどうろ	災害時の緊急物資輸送を円滑に行うために、防災拠点間を相互に連絡する道路
	グスク ぐすく	沖縄や奄美諸島に残されている、12～16世紀頃に建造された遺跡。特に、石灰岩を積み上げた壁による城塞を指す
	景観地区 けいかんちく	都市計画法および景観法に基づく規制制度の一つ。良好な景観形成を図るために、特定の地区において、建築物の色彩やデザイン、高さ等の制限を定めるもの
	建築形態規制 けんちくけいたいきせい	建築基準法に基づく規制制度の一つ。良好な住環境の保全等を図るために、特定の区域において、建築物の規模（建ぺい率、容積率、高さ）等の制限を定めるもの
	建ぺい率 けんべいりつ	敷地面積に対する建築面積（建坪）の割合
	コミュニティバス こみゆにていばす	住民の移動手段の確保を図るために、地方自治体が運行するバス
	コンパクトなまちづくり こんぱくとなまちづくり	人口減少、少子・高齢化、地球温暖化、財政的制約といった、都市の持続性を脅かす問題への対応策として、国が推進している都市づくりの考え方。一般的には、駅周辺等に都市機能や住機能を集約し、市街地の外延的な拡大を抑制するとともに、このような集約拠点同士を公共交通でネットワークさせる、いわゆる「集約型都市構造」の都市形態を目指すもの
「サ行」	線引き せんびき	都市計画法に基づく最も基本的な規制制度。無秩序な市街化の抑制や、計画的な市街地の整備等を行うために、都市計画区域を、市街化区域（市街化を促進する区域）と市街化調整区域（市街化を抑制する区域）とに明確に区分すること

	シビック しびっく	市民のこと。シビック・交流ゾーンは、造語であり、主旨として、公共施設等が集積し、市民の生活・交流活動の拠点となる場所のこと
「夕行」	デマンド交通 でまんどこうつう	路線定期型交通（路線バス等）と異なり、利用者の要求に対応して運行する形態の交通
	特定用途制限地域 とくていようとせいげんちいき	都市計画法に基づく規制制度の一つ。用途地域外（市街地外）の良好な住環境の保全等を図るために、特定の区域において、建築物の用途の制限を定めるもの
	都市計画区域 としけいかくくいき	都市計画法に基づき、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として定めるもの。都市計画区域内では、良好な住環境の保全等を図るために、一定の開発・建築制限を受けるほか、計画的なまちづくりを行うための各種制度（土地利用規制、市街地開発事業等）を活用することが可能
	土地区画整理事業 とちくかくせいりじぎょう	都市計画法に基づく事業制度の一つ。都市計画区域内において、道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図るために実施するもの
	地域高規格道路 ちいきこうきかくどうろ	高規格幹線道路（高速道路等）と一体となって自動車による高速交通網を形成するもの。自動車専用道路または同様の規格を有する
	地域公共交通網形成計画 ちいきこうきょうこうつうもうけいせいけいかく	地域公共交通活性化再生法に基づき、市町村等が策定する計画。人口減少・高齢化等に対応した「コンパクトなまちづくり」の一環として、公共交通の活性化・再生に係る取組等を定めるもの
	地区計画 ちくけいかく	都市計画法に基づく規制制度のひとつ。地区の特性に応じ、きめ細かに良好な住環境の保全等を図るために、特定の地区において、建築物の用途・規模・形態等の制限や道路・公園の配置等を定めるもの
「ナ行」	南城市一般廃棄物処理基本計画 なんじょうしゅうばんはいきぶつしよきほんけいかく	廃棄物処理法に基づき、南城市が定めた行政計画の一つ。適正なごみ処理および生活排水処理を図るために、必要な施策を定めたもの
	南城市開発事業手続条例 なんじょうしかいはつじぎょうてつづきじょうれい	南城市独自の規制制度のひとつ。良好な住環境の保全等を図るために、宅地開発に際しての最低限の基準を定めたもの
	南城市環境基本計画 なんじょうしかんきょうきほんけいかく	南城市が定めた行政計画の一つ。良好な自然環境や地球環境等の保全・創出を図るために、必要な施策を定めたもの
	南城市景観まちづくり計画 なんじょうしけいかんまちづくりけいかく	景観法に基づき、南城市が定めた行政計画の一つ。良好な景観形成を図るために、最低限の行為制限など、必要な施策を定めたもの
	南城市総合計画 なんじょうしそうごうけいかく	南城市が定めた行政計画の一つであり、最上位の計画。市の将来像「海と緑と光あふれる南城市」の実現を図るために、医療・福祉・教育・産業・建設・財政等の各行政分野の視点から、必要な施策を定めたもの

	南城市道路網整備計画 なんじょうしどうろもうせいびけいかく	南城市が定めた行政計画の一つ。市全体の視点から、利便性の高い道路網の形成を図るために、要整備路線や整備優先順位等を定めたもの
	南城都市計画区域マスタープラン なんじょうとしけいかくくいきますたーぷらん	都市計画法に基づき、沖縄県が定めた行政計画の一つ。南城都市計画区域内において、良好な都市環境の形成等を図るために、一市町村を越えた広域的な見地から、線引きなど必要な施策を定めたもの
	南城市ちゃーGANJU CITY 構想 なんじょうしちやーかんじゆうしていこうそう	南城市が定めた行政計画の一つ。高齢化への対応を軸に、都市の持続性の向上を図るために、健康・環境・観光・産業等の視点から、必要な施策を定めたもの
	南城市庁舎建設基本構想 なんじょうしちやうしゃけんせつきほんこうそう	庁舎の位置・規模、導入機能など、新庁舎の建設にあたって、必要となる検討事項を定めたもの
	南城市墓地基本計画 なんじょうしほちきほんけいかく	南城市が定めた行政計画の一つ。良好な墓地環境の確保や周辺環境との調和等を図るために、個人墓地の規制・誘導など、必要な施策を定めたもの
	農用地区域（農振農用地） のうようちくいき（のうしんのうようち）	農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づく規制制度の一つ。優良農地を保全・確保するために、特定の区域において、農地開発を厳しく制限するもの
「ハ行」	パーク・アンド・バスライド ぱーくあんどばすらいど	出発地からは自動車を利用し、途中でバスに乗り換えて目的地に移動する方式
	ハンタ はんた	沖縄の方言でいう、崖
	非線引き ひせんびき	「線引き」とは異なり、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域とに明確に区分しないこと。非線引きの都市計画区域は、線引きの都市計画区域に比べて、開発行為に対する規制が緩い
	風致地区 ふうちちく	都市計画法および都市緑地法に基づく規制制度の一つ。良好な自然景観の保全を図るために、特定の区域において、建築物の規模や緑化等の制限を定めるもの
	保安林 ほあんりん	森林法に基づく規制制度の一つ。水源のかん養、砂防、風水害の予防等を図るために、特定の区域において、林地開発を厳しく制限するもの
「ヤ行」	用途地域 ようちちいき	都市計画法に基づく規制制度の一つ。良好な住環境の保全や土地の利用増進等を図るために、特定の区域において、建築物の用途の制限を定めるもの。全部で12種類あり、住居系は7種類、商業系は2種類、工業系は3種類に分類される
	ユイマール ゆいまーる	沖縄の方言でいう、助け合いや協力
	ユニバーサルデザイン ゆにばーさるでざいん	高齢者・障がい者・外国人等を含め、すべての人の利用に配慮したデザイン
	容積率 ようせきりつ	敷地面積に対する建築延べ面積（延べ床）の割合

「ラ行」	琉球歴史回廊 りゅうきゅうれきしかいろう	世界遺産（琉球王国のグスク及び関連遺産群）を中心とした歴史・文化遺産のネットワーク
	立地適正化計画 りちてきせいかけいかく	都市再生特別措置法に基づき、市町村が策定する計画。人口減少・高齢化等に対応した「コンパクトなまちづくり」を推進するために、生活利便施設や住宅の立地を誘導する区域および当該区域内での取組等を定めるもの
「ワ行」	ワークショップ わーくしょっぷ	住民参加型のまちづくりの手法の一つ。説明会とは異なり、実際に参加者が手・身体・頭を使って、計画案づくり等を行うもの